

災害時における要配慮者の避難施設としての使用に関する協定を締結

令和6年12月16日
京丹後市役所

京丹後市は、地震等の大規模災害が発生したとき、福祉避難所・指定避難所などでは避難生活を送ることが困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦など）が安心して避難生活を送ることができるように、社会福祉法人よさのうみ福祉会と社会福祉法人久美の浜福祉会の2法人と「災害時における要配慮者の避難施設としての使用に関する協定」を締結したのでお知らせいたします。

記

1. 協定締結日 令和6年12月16日（月曜日）

2. 協定締結の相手方

社会福祉法人よさのうみ福祉会 理事長 青木 一博

（京都府与謝郡与謝野町岩屋小字庄内 600-6）

社会福祉法人久美の浜福祉会 理事長 橋本 昌明

（京都府京丹後市久美浜町竹藤 22-1）

3. 協定の主な内容

市は、災害時に、必要に応じ、要配慮者の避難施設として次の施設の使用について要請し、支障のない限り協力いただくもの。

○社会福祉法人よさのうみ福祉会（5施設）

- ・長岡ホーム
- ・峰山共同作業所
- ・ゆうゆう作業所
- ・障害者就業・生活支援センターこまち
- ・京丹後市障害者相談支援事業所 結

○社会福祉法人久美の浜福祉会（3施設）

- ・杜の散歩道
- ・あおぞら
- ・つばさ

【問い合わせ先】

京丹後市 総務部 総務課

TEL 0772-69-0140 / FAX 0772-69-0901